

常勤理事退職慰労金規程及び常勤理事退職積立金の取扱開始することについて

#### 第 1 条（総 則）

本規程は、退職した常勤理事の退職慰労金について定める。

#### 第 2 条（退職慰労金額の決定）

退職した常勤理事に支給すべき退職慰労金は、次の規程による。

1)本規程に基づき、理事会の過半数で決定し、評議員会において承認された額。

#### 第 3 条（退職慰労金の額の算出）

理事の退職慰労金の額は次の算式によって得た範囲内とする。

理事在籍期間が大きく理事間で乖離していることもあり、下記の月々の積立金の総合計額とする（但し、功績顕著と認められる理事に対しては、第7条の功労加算金制度あり）

理事在籍期間	10 年未満	月々	20,000 円
	10 年以上 20 年未満まで	月々	30,000 円
	20 年以上	月々	80,000 円

#### 第 4 条（理事報酬）

理事報酬は、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている理事に対しては、理事報酬を支給しない。

#### 第 5 条（理事在任年数）

理事在任年数は、2 ヶ年を単位とする。但し計算基礎となる月の1 ヶ月未満は1 ヶ月に切上げる。

#### 第 6 条（非常勤期間）

理事の非常勤期間については、原則として、退職慰労金算出から除く。

#### 第 7 条（功労加算金）

理事会の過半数の決定により、特に功績顕著と認められる理事に対しては、第3条により算出した金額にその3倍を超えない範囲で加算することができる。なお功労可算金の対象となる場合は、監事及び評議員会の同意を要する。

#### 第 8 条（特別減額）

退職理事のうち、在任中特に重大な損害を法人に与えたものに対し、理事会もしくは評

議会の過半数の決定により、第3条により算出した金額を減額することができる。

#### 第 9 条 (弔 慰 金)

任期中に死亡した時は、次の金額を弔慰金として別途支給する。

[業務上の死亡の場合]・・・該当する理事の月額退職積立金 × 12 ヶ月分

[その他の死亡の場合]・・・該当する理事の月額退職積立金 × 6 ヶ月分

#### 第 10 条 (支給時期および方法)

退職慰労金の支給時期は、理事会の過半数で決定し、評議員で承認後 3 ヶ月以内とする。

但し、経済界の景況、法人の業績いかん等により、当該理事又はその遺族と協議の上、支給の時期、回数、方法について別に定めることがある。

#### 第 11 条 (死亡理事に対する退職金)

死亡した理事に対する退職慰労金は遺族に支給する。遺族とは、配偶者を第 1 順位とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

#### 第 12 条 (規程の改正)

この規程は、理事会の過半数の決定および理事との協議を経て、評議員会の承認を得て随時改正することができる。

但し、評議員会において決議を得た退任理事に対して支給する退職慰労金は、その決議当時の規程による。

付則

本規程は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。